

## 通学区域に関するアンケート調査 実施要領（案）

## 1 目 的

鶴ヶ島市立小・中学校学区審議会条例第1条の規定に基づき、通学区域等の見直しにあたり、事前に関係する児童及びその保護者の意向を充分把握し、その意向に配慮した答申を行うことを目的として、「通学区域に関するアンケート調査」を実施する。

## 2 実施主体

鶴ヶ島市立小・中学校学区審議会（事務局：鶴ヶ島市教育委員会学校教育課）

## 3 調査方法

## (1) 調査対象者

鶴ヶ島第二小学校から南中学校に進学する地域に居住する鶴ヶ島第二小学校の児童及びその保護者

(2) 調査対象者数 30名

## (3) 配布・回収方法

## ① 配布方法

鶴ヶ島第二小学校長に配布を依頼する。

## ② 回収方法

回答用封筒を同封し、鶴ヶ島第二小学校長に回収を依頼する。

(4) 調査期間 令和4年5月25日(水)～6月3日(金)（10日間）

(5) 調査票 別紙2のとおり